

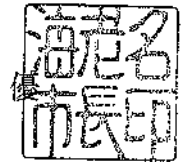
海老名市告示第 102 号

海老名市市税等の指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 231 条の 2 の 3 第 1 項及び海老名市予算決算会計規則（平成 10 年規則第 21 号。以下「規則」という。）第 63 条の 2 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定したので、法第 231 条の 2 の 3 第 2 項及び規則第 63 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 5 月 8 日

海老名市長 内 野



1 指定納付受託者の指定を受けた者

(1) クレジットカードによる納付

| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 |
|-------------|-----------------------|
| ユーシーカード株式会社 | 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 5 号 |
| 株式会社ジェーシービー | 東京都港区南青山五丁目 1 番 22 号 |

(2) 電子マネーによる納付

| | |
|-------------|---------------------|
| PayPay 株式会社 | 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 |
|-------------|---------------------|

2 指定納付受託者に指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入

- (1) 市県民税
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 軽自動車税

- (4) 法人市民税
- (5) 国民健康保険税
- (6) 後期高齢者医療保険料
- (7) 介護保険料
- (8) 保育所保育料
- (9) 保育所延長保育利用料
- (10) 小学校給食費
- (11) 中学校給食費

ただし、バーコード印字のあるものに限る。

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード

- (1) J C B
- (2) A M E X
- (3) D i n e r s
- (4) V I S A
- (5) M a s t e r c a r d

6 指定納付受託者が納付の対象とする電子マネー

- (1) P a y P a y

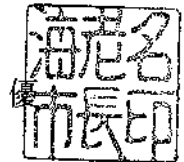
海老名市告示第 103 号

海老名市市税等の指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項及び海老名市予算決算会計規則（平成 10 年規則第 21 号。以下「規則」という。）第 63 条第 1 項の規定により公金の収納に関する事務を委託したので、法第 243 条第 2 項及び規則第 63 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 5 月 8 日

海老名市長 内 野



1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者

(1) コンビニエンスストア等

| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 |
|-------------------|------------------------------|
| 株式会社NTTデータ | 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8 |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都港区芝浦三丁目1番2号 |
| 株式会社ポプラ | 広島県広島市安佐北区阿佐町大字久地 665番地の1 |
| ミニストップ株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 |
| 山崎製パン株式会社 | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 |
| 株式会社ローソン | 東京都品川区大崎一丁目11番2号 |

(2) MMK設置店

| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 |
|----------------|-----------------|
| 株式会社しんきん情報サービス | 東京都港区港南一丁目8番27号 |

(3) モバイルレジによる納付

| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 |
|--------------|-------------------|
| ピリングシステム株式会社 | 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 |

(4) 電子マネーによる納付

| 氏名又は名称 | 住所又は主たる事務所の所在地 |
|-------------------|---------------------|
| KDDI株式会社 | 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号 |
| 株式会社NTTドコモ | 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都港区芝浦三丁目1番21号 |
| 楽天ペイメント株式会社 | 東京都港区港南二丁目16番5号 |
| イオンファイナンスサービス株式会社 | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 |

2 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年4月1日

3 指定公金事務取扱者に納付させる歳入

- (1) 市県民税
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 軽自動車税
- (4) 法人市民税
- (5) 国民健康保険税
- (6) 後期高齢者医療保険料
- (7) 介護保険料
- (8) 保育所保育料
- (9) 保育所延長保育利用料
- (10) 小学校給食費
- (11) 中学校給食費

ただし、バーコード印字のあるものに限る。

4 指定公金事務取扱者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 指定公金事務取扱者が納付の対象とする電子マネー

- (1) auPay
- (2) d払い
- (3) Famipay
- (4) 楽天ペイ
- (5) AEONPay

海老名市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により令和8年3月17日に提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年5月8日

海老名市監査委員 雨宮 徳 明



海老名市監査委員 清 水



第1 監査の請求

1 請求人

住 所 （ 省 略 ）

氏 名 （ 省 略 ）

2 請求の受理

海老名市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）が、令和8年3月17日に提出されたが、請求書及び証拠書類に不備が認められたため、請求人に補正を求めた。

その後、令和8年3月25日に補正書を受理した。

これを検討した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、当初受付日の令和8年3月17日をもって受理することとした。

3 請求の要旨

本件請求に記載されている事項及び請求人が提出した証拠書類等から、請求内容を次のとおり整理した。

（請求要旨）

「海老名維新の会」（以下「同会派」という。）が、令和6年度政務活動費から支出した広報費（以下「本件支出」という。）に関し、作成された市政レポート（以下「本件レポート」という。）を、市内世帯数（令和6年10月1日現在、約6万3千世帯）を上回る10万1千枚を作成したとしているが、その配布の実態が確認できない。

当該支出は、作成時期及び作成枚数に照らし、同時期に執行された国政選挙への流用の疑いがあり、違法かつ不当な支出である。

よって、市長に対し、本件支出226,300円を同会派に返還させるよう求める。

併せて、本件行為は業務上横領罪等に該当するため、同会派代表者を告訴するよう求める。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件請求の監査に当たっては、法第199条の2の規定に基づき、議員選出監査委員である宇田川希委員を除斥した。

2 監査対象事項

同会派による本件支出226,300円に関し、請求の要旨、証拠書類、請求人の陳述及び監査委員による関係人調査等から判断して、当該支出が法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

なお、請求人が求める同会派代表者の告訴は、財務会計上の行為に当たらないため、監査対象外とした。

3 監査対象部課

海老名市議会事務局（以下「議会事務局」という。）

4 請求人の証拠書類の提出及び陳述の実施

令和8年4月9日、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し証拠書類の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、当初の請求時に提出された証拠書類2点に加え、新たに証拠書類2点を追加提出するとともに、当該陳述において請求の要旨に係る補足説明を行った。

（陳述要旨）

請求人は、本件レポートについて、実際には印刷及び配布が行われておらず、収支報告の形式を整えたに過ぎないと主張した。

その根拠として、本文中の欠落や誤記、「えびな市議会だより令和6年11月1日号」（以下「議会だより」という。）の転載に終始した内容など、広報紙としての体をなしていない点を指摘した。

また、市内世帯数を大幅に超過する10万1千枚の印刷や、性急な納期設定は、通常の市政報告としては合理性を欠くものであり、その実態は国政選挙に向けた特定候補者の広報紙の作成であり、流用であると主張した。

5 請求人の提出証拠書類

- (1) 同会派の令和6年度政務活動費収支報告書一式
- (2) 日本維新の会所属議員が発行した広報紙の写し
- (3) 日本維新の会が発行した国政選挙用の広報紙の写し
- (4) 同会派が作成したとする本件レポートの写しと議会だよりの写し

6 関係人への調査

法第199条第8項の規定に基づき、本件請求の事実関係を解明するため、次のとおり関係人に対する調査及び事情聴取を実施した。

令和8年4月3日、本件レポートの印刷を請け負った印刷業者A、及び同月10日、ポスティング作業を請け負った配布業者Bに対して、発注状況等の実態に関する調査を実施した。

また、令和8年4月13日、議会事務局に対し、本件支出について事情聴取を行った。

なお、当時の同会派代表者である伊左次雄介議員（以下「当該議員」という。）に対し、本件支出について事情聴取を行うべく出席を求めたが、体調不良を理由に欠席する旨の回答があり、実施に至らなかった。

- (1) 印刷業者Aへの調査（令和8年4月8日関係資料收受）

証拠書類(1)の領収書に記載された印刷業者Aに対し、領収書記載の注

文番号に基づき、発注状況を証する書類及び印刷成果品の現物の提出を求めた。

調査の結果、注文者の登録情報及び注文情報の提出を受け、当該成果品の一部は、後述する配布業者Bへ納品されていたことが確認された。

ただし、当該成果品については、当該業者における保管期間の経過に伴い廃棄されており、確認に至らなかった。

(2) 配布業者Bへの調査（令和8年4月13日関係書類收受）

ポスティング業務を請け負った配布業者Bに対し、前述の印刷業者Aからの納品状況に基づき、配布状況を証する書類及び配布物の現物の提出を求めた。

調査の結果、注文時の見積を始め、配布予定表及び配布報告書の提出を受け、海老名市内での町丁名ごとの配布枚数の詳細が確認できた。

ただし、当該配布物については、配布完了に伴い残部が存しないため、現物を確認するに至らなかった。

(3) 議会事務局への事情聴取（令和8年4月13日実施）

議会事務局に対し、本件支出の審査体制等について事情聴取を行った。

聴取の結果、広報紙等の印刷枚数の妥当性は、議員の判断に属する事項であり、議会事務局における審査は、収支報告書に添付された領収書等の形式的審査に留まるとの回答であった。

また、本件レポートの内容及び配布実態については、政務活動費の使途基準に具体的な規定がなく、議員活動を尊重する立場から、指導権限も有していないとの見解が示された。

なお、政務活動費の使途基準の見直しについては、本市において政務活動費の在り方を含めた議論が行われている最中であり、最終的には議員間での協議に委ねられるべき課題であるとの認識が示された。

(4) 当該議員からの回答（令和8年4月16日收受）

当該議員は、体調不良により、指定された期日の事情聴取に出席することが困難であるため、欠席する旨の届け出をした。

書面によれば、本件支出については、既に一部訂正のうえ自主返還を行ったと述べている。

その理由は、当該支出に係る経理実務の全てを、当時の同会派経理責任者に一任していたことに起因するものとしている。

なお、当該経理責任者は、令和7年8月5日に議員を辞職しており、当該支出に関する事実関係の聴取が不可能な状況にあること、加えて同会派自体も同日に解散していること等の事情により、当時の会派代表者の責任において、自主返還を申し出たと説明している。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務活動費について

政務活動費は、法第100条第14項及び第15項の規定並びに海老名市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成13年規則第2号。以下「規則」という。）に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における各会派に対し、所属議員数に月額18,000円を乗じた額が交付されるものである。

同会派には令和6年度分として、令和6年4月25日に4月から9月分ま

での216,000円が、同年10月15日に10月から翌年3月分までの216,000円が交付された。

会派の代表者は、条例及び規則に基づき政務活動費の使途に係る収支報告書を作成し、毎年4月30日までに関係書類の写し及び広報紙等の成果品等を添付の上、議長に提出しなければならない。

同会派は令和7年3月31日に当該報告を行い、収入総額432,000円に対し、支出総額は284,201円であり、残額147,999円を市へ返還した。

なお、支出のうち広報費として226,300円が計上されている。

各会派から提出された収支報告書等は、議長による形式的要件及び金額等の審査を経た後、規則第7条の規定に基づき令和7年5月30日に議長から市長へその写しが送付された。

令和6年度政務活動費は、令和7年9月9日に海老名市議会ホームページにおいて、会派ごとの科目別支出額及び領収書等の関係書類が公開された。

(2) 本件レポートの印刷及び配布について

印刷については、令和6年10月1日に4万枚、同月2日に3万5千枚、同月4日に2万6千枚、合計10万1千枚が、印刷業者Aに発注されていた。

なお、注文時の利用者情報は、同会派名及び所属議員名以外の名称で登録されていた。

印刷成果品の納品については、令和6年10月2日に4万枚、同月3日に3万5千枚が配布業者Bへ直接配送され、同月7日に2万6千枚が、同会派代表の自宅へ配送された。

なお、配布業者Bへの納品時の荷主名は、同会派名及び所属議員名以外の名称で登録されていた。

配布業者Bによるポスティングについては、令和6年10月7日から同月13日の期間に、海老名市内で3万9,410枚を町丁名別ごとに配布完了した旨

が報告されていた。

また、同じ期間に近隣自治体で配布を行った記録が確認された。

ただし、印刷及び配布された現物については、保存期間経過等により関係各所に記録や残存物がないため、その内容を確認するに至らなかった。

(3) 本件レポートと市議会だよりの作成工程について

本件レポート記載内容の基礎となる、議会だよりの作成工程について、議会事務局への聴取を行った結果、次の事実を確認した。

本件レポートに掲載された一般質問3問のうち1問は、令和6年9月12日に実施されたものである。

令和6年9月30日の海老名市議会の広報委員会において、議会だよりのページ構成について確認が行われた。

この前後において、各議員から質問部分の原稿が提出されている。

議会事務局においては、令和6年10月10日の印刷会社への出稿に向け、反訳原稿に基づく答弁部分の原稿作成、答弁所管課による内容確認、及び議員本人による最終原稿の確認という一連の工程を経ていた。

以上のとおり、議会だよりとしての正式な原稿確定作業は令和6年10月上旬まで継続しており、同月10日の出稿をもって確定する工程であったことが確認された。

2 監査委員の判断

請求人の陳述、提出資料及び関係人の事情聴取等の結果を検討したところ、次のとおり判断する。

(1) 本件レポートの作成及び発注工程について

本件レポートは、市議会による公式原稿の確定過程に先んじて、令和6年10月1日の時点から大量発注されている。

議会だよりの原稿が確定する前の段階で印刷を発注した事実は、通常採り得るべき手順を逸脱するものであり、本件レポートが本来の目的である政務活動に供されたものであるか否か、その正当性に疑義を差し挟む余地が生じる。

(2) 発注枚数及び配布実態について

本件レポートの印刷枚数である10万1千枚は、市内世帯数（令和6年10月1日現在、約6万3千世帯）を大幅に上回っており、一般的な広報活動の規模としてその必要性及び妥当性については、合理的な説明がなされているとは言い難い。

また、同時期に近隣自治体において、何らかのポスティング作業が行われた事実が確認された。

当該配布に本件支出が充てられた事実はないものの、大量の印刷と配布の時期が重なっている事象については、軌を一にするようにも思える。

しかしながら、印刷及び配布された現物は入手できず、配布実態を客観的に裏付ける直接的な証拠を得るには至っていない。

したがって、実際に本件レポートが適正に作成及び配布されたかという実態の存否、及び報告された数値等が反映する事実については、推測の域を出るものではなく、本件支出を直ちに違法又は不当と断定するに足る判断材料は確保できなかった。

(3) 国政選挙への流用疑いについて

請求人は、本件支出が国政選挙へ流用されたものであると主張する。

しかし、監査委員の調査権限の範囲内においては、当該支出が国政選挙に直接使用された事実を確定的に裏付ける客観的な証拠を見出すには至らなかった。

住民監査請求制度において、公金の支出を違法又は不当と認定するには、

疑義を差し挟む余地のない明白な立証を要するものであり、その判断は極めて慎重を期すべきものである。

本件については、印刷時期及び枚数並びに配布実態等の不明確さなど、一連の経緯において十分な説明が尽くされるべき点は認められるものの、これらをもって直ちに流用と断定するに足りる証拠は十分ではないと言わざるを得ない。

(4) 結論

監査の過程において、令和8年4月13日に当該議員より本件支出の相当額226,300円の自主返還の申し出がなされ、同月17日に市においてこれを受領したことが確認された。

この返還により、請求人が主張する違法かつ不当な公金支出に伴う市への損害は、現時点において補填され消滅したものと認められる。

以上のことから、本件支出については、政務活動費の趣旨及び適切な公金管理の基本に照らし、慎重な配慮を欠いた面は否めないものの、既に返還により損害が解消されており、法第242条第1項が求める必要な措置を勧告すべき対象が存在しない。

結果として、本件請求については、棄却すべきものと認める。

第4 意見

政務活動費は、市民の貴重な血税を原資とするものであり、その執行には極めて高い透明性と、市民が納得し得る誠実な説明責任が強く求められる。

本件支出のように、市内世帯数を大幅に上回る大量の広報物を印刷しながら、その配布実態に疑念を抱かれるような支出の在り方は、市民から見て政務活動費制度への信頼を揺るがしかねないものである。

このような運用が看過されるならば、議員の調査研究活動を支援するという制

度本来の趣旨は埋没し、制度そのものが形骸化、ひいては無益なものへと変質する危惧を禁じ得ない。

市長、議会事務局及び議会におかれては、本件の経緯を重く受け止め、制度の適正運用に努めることを強く求めるものである。

1 市長に対する意見

市長は本市財務会計の最高責任者として、公金支出の適正性を担保すべき重責を担っておられる。

政務活動費を巡っては様々な議論がある中、血税を原資とする制度の運用においては、常に透明性の確保と市民への説明責任が伴うものである。

市長におかれては、支出を認めた管理執行の責任者として、今回の事案を再点検し、今後同様の疑念を生じさせないように、客観的基準の設定や市民への説明責任の強化など、現行制度の運用の在り方について改善を検討されたい。

2 議会事務局に対する意見

政務活動費の運用において、議員活動の自律性を尊重する事務局の立場の重要性は理解する。

しかし、収支報告書を形式的に受理するに留まる現状は、今回のような疑念を抱かせる支出を見過ごしかねない管理体制と言わざるを得ず、公金管理の適正性を担保すべき公務員としての職責を果たしているとは言い難い。

議会事務局においては、市民目線や社会通念に照らして許容されるかという客観的な視点を欠いてはいなかったか、今般の事態を重く受け止め、支出内容に疑問が生じた場合の説明責任の強化など、市民の信頼に応えうるガバナンスの構築に向けた改善を検討されたい。

実効性のある事務執行指針の策定を含め、制度の透明性確保に向けた改善に取り組みられることを強く求めるものである。

3 議会に対する意見

議会は市民の負託を受け、市政を監視する重責を担う立場にあり、その高い倫理性に裏打ちされた自律性を尊重するものである。

今般、政務活動費の運用において、市民から厳しい不信の目が向けられた事態は、議会の信頼を揺るがしかねない教訓として、議員各位で共有していただきたい。

監査結果をもって直ちに問題なしとするのではなく、議会におかれては市民が抱いた疑念の重さを真摯に受け止め、政務活動費の使途基準の明確化など、執行の透明性を自ら検証し直すことが不可欠と思料する。

本件を単発の事案として看過することなく、より清廉で開かれた議会へと歩みを進めるための転換点としていただきたい。

議会が市民から変わらぬ信頼を寄せられる存在として、市政の発展をこれまで以上に牽引されることを心から望むものである。